

# 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教員選考規程

平成21年 3月31日  
規則 第85号

改正 平成27年 4月22日大学院総合国際学研究院規則第6号  
令和元年12月24日規則第106号  
令和 2年12月16日大学院総合国際学研究院規則第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院（以下「研究院」という。）の教員の採用及び昇任の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 研究院の教員の採用及び昇任の選考は、国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号。以下「採用、離職等に関する規程」という。）第5条第2項及び第13条第2項の規定により、大学院総合国際学研究院教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学長が行う。

(選考基準)

第3条 研究院の教員は、人格・見識、教育、研究の能力及び業績、学会並びに社会における活動等の全てを総合的に審査し、次の各項に該当する者のうちから選考する。

2 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の顕著な業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者

(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

3 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 前項各号のいずれかに該当する者

(2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

- 4 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
  - (1) 第2項各号又は前項各号に規定する教授又は准教授となることができる者
  - (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
  - (3) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- 5 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
  - (1) 第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者
  - (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
  - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者  
（採用候補者推薦の手続）

第4条 研究院人事委員会（以下「人事委員会」という。）は、教員採用計画及び選考委員会（以下「教員採用計画等」という。）の原案を作成し、教授会に提出する。

- 2 研究院長は、前項の教授会の議を経た教員採用計画等について、学長に提出する。
- 3 研究院長は、前項の学長に提出した教員採用計画等が承認されたときは、直ちに第5条に規定する選考委員会を設置する。
- 4 選考委員会は、応募者について前条に規定する選考基準に基づき研究院の教員としての適格性を審査し、採用候補者として適任者1名を選考するものとする。その際に、選考委員会委員長は、選考経緯及び選考結果を選考報告書として文書により人事委員会委員長に提出しなければならない。なお、採用候補者として適任者がいない場合も同様とする。
- 5 人事委員会委員長は、前項の選考報告書の提出を受けたときは、すみやかに人事委員会、協議会及び教授会（以下「人事委員会等」という。）において、報告しなければならない。人事委員会等は、選考報告書を審査し、適正であると判定した場合は、採用候補者として学長に推薦するものとする。なお、人事委員会等は審査にあたり、選考委員会委員長に出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 人事委員会は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第8条第5項の規定により、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮した教員採用計画を作成しなければならない。
- 7 人事委員会は、雇用対策法（昭和41年法律第132号）第10条の規定により、応募者に対して年齢にかかわらず均等な機会を与える教員採用計画を作成しなければならない。

（選考委員会）

第5条 選考委員会は、5名の委員をもって組織するものとし、委員は、採用しようとする

る教員の職位に応じて、研究院の教授、准教授及び講師で構成する。ただし、講師を委員とする場合は、原則として1名までとする。

- 2 選考委員会に委員長を置き、研究院長が指名するものとする。
- 3 選考委員会委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 4 選考委員会委員長に事故あるときは、あらかじめ選考委員会委員長の指名する選考委員会委員がその職務を代行する。
- 5 選考委員会は、選考委員会委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 6 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、選考結果は、各選考委員会全委員の過半数をもって決するものとする。
- 7 選考委員会は、第4条第4項に規定する審査にあたり、選考委員会委員以外の者に対し、意見を求めることができる。
- 8 選考委員会は、第4条第5項において学長に推薦した採用候補者の採用の可否が決定したとき解散するものとする。

(昇任候補者推薦の手続)

第6条 人事委員会は、教員昇任計画及び審査委員会（以下「教員昇任計画等」という。）の原案を作成し、教授会に提出する。

- 2 研究院長は、前項の教授会の議を経た教員昇任計画等を、学長に提出する。
- 3 研究院長は、前項の学長に提出した教員昇任計画等が承認されたときは、直ちに第7条に規定する審査委員会を設置する。
- 4 審査委員会は、第3条の規定に基づき昇任候補者について資格審査を行い、その結果を人事委員会委員長に文書により審査報告書として提出しなければならない。
- 5 人事委員会委員長は、前項に規定する審査報告書の提出を受けたときは、速やかに人事委員会等において、報告しなければならない。人事委員会等は、審査報告書を審査し、適正であると判定した場合は、昇任候補者として学長に推薦するものとする。なお、人事委員会等は審査にあたり、審査委員会委員長に出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、3名の委員をもって組織するものとし、委員は、昇任させようとする教員の職位に応じて、研究院の教授及び准教授で構成する。

- 2 審査委員会に委員長を置き、研究院長が指名するする。
- 3 審査委員会委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 審査委員長に事故あるときは、あらかじめ審査委員会委員長が指名する審査委員会委員がその職務を代行する。
- 5 審査委員会は、審査委員会委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 6 審査委員会の審査結果は、各審査委員会の全委員の過半数をもって決するものとする。
- 7 審査委員会は、第6条第4項に規定する審査にあたり、審査委員会委員以外の者に対し、意見を求めることができる。
- 8 審査委員会は、第6条第5項において学長に推薦した昇任候補者の可否が決定したと

き解散するものとする。

(庶務)

第 8 条 選考委員会及び審査委員会に関する庶務は、学務部研究院事務課において処理する。

(細目)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、研究院教員の選考に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究院長が定める。

(規則の改正)

第 10 条 この規程の改正は、教授会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

2 第 3 条に規定する選考基準の改正は、採用、離職等に関する規程第 5 条第 2 項の規定により、前項の規定に加えて教育研究評議会の議を経て学長が定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学大学院地域文化研究科教員選考規程（平成 10 年 12 月 17 日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 24 日から施行し、第 8 条については平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。